

いつもお世話になっております。

秋の気配も次第に濃くなり、穏やかな季節になってきました。  
いかがお過ごしでしょうか。

台風15号により、被害を受けられた方には、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

## ～トピックス～

1. 財産債務調書制度等の見直し
2. 税務カレンダー（2022年10月の税務）
3. 在宅勤務、今度どうする？
4. BCP（事業継続計画）

## 財産債務調書制度等の見直し

### ◆財産債務調書とは？

令和4年度税制改正において、令和5年分以後の「財産債務調書」の提出義務者・提出期限などについての見直しが行われました。

財産債務調書は、

- ① その年分退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超える方
- ② ①の方の中でその年の12月31日において、合計額が3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券や未決済信用取引等の国外転出特例対象財産を有している方
- ③ または、その年の12月31日において、10億円以上の財産を有する方が提出義務者となっている、財産の種別や数量、価格等を税務署に知らせるものです。

③については令和4年度税制改正において追加された事項になります。

### ◆改正で柔軟化

提出期限については翌年の3月15日が6月30日へ延長されました。また、記載を簡略化できる範囲が拡大されたものがあります。

家庭用動産については改正前は取得価格が100万円未

満の場合、記載を省略できましたが、改正後は300万円未満に拡大されました。

事業用の未収入金や事業の用に供する未払金等は、100万円未満であれば件数や総額で記載してよいとなっていたものが、改正後は300万円未満となりました。

預入高が50万円未満の預貯金口座については、預入高の記載を省略可能になりましたが、その場合は備考欄等に口座番号の記載が必要です。

### ◆アメとムチは変わらず

財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、調書に記載がある財産債務に関して、所得税等・相続税の申告漏れが生じた場合、その財産債務に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。

逆に、調書を提出期限内に提出しなかった場合や、提出された調書に記載すべき財産債務の記載がない場合、所得税等の申告漏れが生じた時は、その財産債務に係る過少申告加算税等が5%加重されます。

10月11日

- 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10月17日

- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月31日

- 8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)  
(10月中において市町村の条例で定める日)

## 在宅勤務 今後どうする？

### ◆約1割の企業は在宅勤務を実施

2022年6月時点で在宅勤務を実施していると回答した企業は29.1%でした(東京商工リサーチ調査)。2021年10月時点の同じ質問の回答結果より8%低下しています。

内訳をみると大企業の57%に対して中小企業では約24%と大きな差となっています。

実施企業では約1割の従業員が実施している企業が大企業・中小企業とも最多となっています。

### ◆在宅勤務取りやめも

中小企業では「新型コロナ以降も、1度も実施していない」企業は48%もあるのが特徴です(大企業では約16%)。

現場仕事などでリモート勤務しにくい、設備投資が大変、導入にハードルがある等、理由は色々かと思いますが、そもそも半数近くは導入していませんでした。導入後「実施したが取りやめた」とする企業は企業規模にかかわらず約27%でした。この調査結果では取りやめの理由はわかりませんが、在宅勤務での生産性や働いた評価等判断が難しい、コミュニケーションが不足する等の理由もあるでしょう。

### ◆DX化は今後も進む

コロナ禍で、業務のやり方を変えなくてはならなくなったことで否応なしにDX化が進んだ面もあるでしょう。ある意味で政府による働き方改革の取り組みを進めたとも言えるかもしれません。働き方改革に取り組むより、働く人々の意識を変えたかもしれないと言えます。

### ◆効果や課題を見直しておく

新型コロナによる企業活動への影響は既に収束とする企業も一定程度は有り、求人をかけても人手が不足している所も出てきています。

今後もコロナ禍の時に行った業務改善、得られた効果を継続して行くことが労働環境の改善につながり、結果として人材確保等に有効に働くものと思います。

在宅勤務を始めてみて問題点や良い点等色々あったことでしょう。元に戻すにしても続けるにしても、その効果や課題について検証しておくことが今後の業務に活かされることでしょう。



## BCP（事業継続計画）とは？

### ◆企業の緊急事態時に損害を最小限に

BCP（Business Continuity Plan）は、日本語で「事業継続計画」と呼ばれます。

企業が緊急事態に直面した時、被害を最小限に食い止めつつ、事業継続や早期の復旧を図るための方法を取り決めておく計画のことです。最近は新型コロナウイルス感染症に鑑みて、国民生活や国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、BCPの点検を行った上で、欠勤者が多く出た場合でも業務を継続するように国が要請を出しています。

なお、BCPは新型コロナウイルス感染症だけでなく、テロや災害、システム障害等の危機的状況下でも重要な業務が継続できる方策を用意し、生き延びられるようにしておくための計画でもあります。

### ◆BCPと企業防災の違い

BCPは非常事態への対応なので、企業防災と同意義と取られることもありますが、内容は異なるものです。

BCPは非常事態後に事業を継続させるのが目的であり、防災は人命や財産を守ることが目的です。また、計画策定の効果もBCPについては「非常事態が起きた後」であることが多く、「非常事態に備える」のが主眼の防災とは異なります。

例えば地震が起きて製造機械が破損、という状況の場合、防災は「破損が起きないようにする、破損

による怪我等を防ぐ」対策であり、BCPは「破損した場合の取引先への対応取り決めや他工場への生産振り替え」という対策です。



### ◆中小企業のBCP

BCPについては、策定に際してコストや手間がかかることもあり、中小企業に根付いていないのが現状です。ただ、現在も新型コロナウイルス感染症の脅威が続く中で、いざ出勤できる社員が減った場合の対応策を考えるのは、それほど現実離れたシミュレーションではないと思います。

中小企業庁は「中小企業BCP策定運用指針」というページを設けており、BCPの策定や運用について、わかりやすく説明していたり、BCP策定に役立つテンプレート等を配布したりしています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>